



労基署便り

令和3年度 No.12

大河原労働基準監督署



◎ 令和4年労働災害発生状況（1～2月）

	大河原署管内			宮城局管内		
	R3	R4	前年比	R3	R4	前年比
製造業 計	7	9	2	66	61	-5
食料品製造業	1	2	1	23	28	5
機械金属製造業	2	4	2	18	15	-3
建設業 計	3	5	2	24	34	10
土木工事業	1	4	3	11	11	—
建築工事業	2	1	-1	9	16	7
その他の建設	0	0	—	4	7	3
運輸交通業 計	3	1	-2	86	62	-24
陸上貨物運送業	4	1	-3	77	49	-28
商業	2	5	3	64 (1)	91	27
社会福祉施設	1	0	-1	35	49	14
全産業	27	29	2	382	387	5

※休業4日以上之死傷労働災害（労働者死傷病報告による）。前年比は死傷者数（人）。

※（ ）は内数で死亡者数 ※機械金属製造業は、鉄鋼業・金属製品・一般機械・電気機械・輸送機械製造業の合計。

安全衛生教育を行っていますか

新たに雇用した労働者や配置替えなどして作業内容が変更になった労働者には労働安全衛生法等により以下の事項について教育を行うよう定められています。

<雇入れ時等の教育（作業内容変更も含む）>

- 1 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関する事。
- 2 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関する事。
- 3 作業手順に関する事。
- 4 作業開始時の点検に関する事。
- 5 当該作業に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関する事
- 6 整理、整頓及び清潔の保持に関する事。
- 7 事故時等における応急措置及び避難に関する事。
- 8 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

厚生労働省のホームページ「職場のあんぜんサイト」の「各種教材・ツール」に日本語動画（業種別）、外国語動画（13か国語、業種別）などの教材がありますのでご活用ください。

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/kyozaishiryo/jpn.html>

また、危険又は有害な業務で厚生労働省令で定める業務（アーク溶接・溶断、動力プレス等の金型の取付・取外し等、高さ2メートルの作業床の設置が困難な箇所でのフルハーネス型の墜落制止用器具を用いて行う作業などに係る業務（現時点で58業務））に労働者を従事させる場合は、当該業務に関する安全又は衛生のための特別教育を行わなければなりません。教育する科目、範囲、時間も定められています。詳細は厚生労働省のホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/anzeneisei10/qualificaton_education.html

年次有給休暇を上手に利用しましょう

新しい働き方・休み方を実践するために年次有給休暇を上手に利用しましょう。令和元年度（平成31年度）の宮城県の常用労働者の同休暇の取得率は31.2%、パートタイム労働者の取得率は45.0%（宮城県令和2年度労働実態調査結果）で全国の令和元年の取得率は56.3%（令和2年就労条件総合調査）でした。年次有給休暇の計画的付与制度制を活用するなどして、休暇の確実な取得や計画的な業務運営を進めましょう。計画的付与は労使協定で休暇を与える時季等を定める必要があります。以下を参照ください。（詳細は監督署へお問い合わせください。）

1) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を除いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

2) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定の例（個人別付与方式の場合）

〇〇株式会社と〇〇労働組合とは、標記に関して次のとおり協定する。

- 当社の従業員が有する〇〇〇〇年度の年次有給休暇（以下「年休」という。）のうち5日を超える部分については、6日を限度として計画的に付与するものとする。
なお、その有する年休の日数から5日を差し引いた日数が6日に満たないものについては、その不足する日数の限度で特別有給休暇を与える。
- 年休の計画的付与の期間及びその日数は、次のとおりとする。
前期=4月～9月の間で3日間 後期=10月～翌年3月の間で3日間
- 各個人別の年休付与計画表は、各期の期間が始まる2週間前までに会社が作成し、従業員に周知する。
- 各従業員は、年休付与計画の希望表を、所定の様式により、各期の計画付与が始まる1か月前までに、所属課長に提出しなければならない。
- 各課長は、前項の希望表に基づき、各従業員の休暇日を調整し、決定する。
- 業務遂行上やむを得ない事由のため指定日に出勤を必要とするときは、会社は組合と協議の上、前項に基づき定められた指定日を変更するものとする。

〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇

〇〇労働組合 執行委員長 〇〇〇〇

復旧作業等において安全衛生対策を徹底してください

3月16日に福島県沖を震源とする大きな地震が発生し、余震も続いているところです。復旧作業などが続いている事業場もあるかと思いますが、今後も余震に気を付けながら、また、法令を遵守することはもとよりですが、以下の事項にも十分ご留意の上、作業を行ってください。

- 作業内容や作業場所の状態等に応じて、ヘルメットや安全靴、マスク等の保護具の着用を徹底すること。
- 作業場所や使用機器等について、作業開始前の点検や必要な補修等を行うこと。
- 作業開始前の点検結果等に応じて、リスクアセスメント等を実施すること。
- 作業主任者や作業指揮者等による職務遵守を徹底すること。
- 労働時間を適正に管理する等して労働者の健康確保を図ること。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を徹底すること。
- 労働者に急迫し、かつ重大な危険がある場合には、被害拡大を防止するため、労働者の退避その他の応急措置等を講じること。

発行：大河原労働基準監督署（TEL0224-53-2154）柴田郡大河原町字新東 24-25

労働条件や安全衛生の確保・改善、労災補償等についてご不明な点やお悩みのことがあれば、お気軽にご相談ください。

労働条件関係は監督係、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生係、労働保険料・労災保険関係は労災係まで。